

政策調整会議次第

日時 令和7年10月14日(火)

執行部連絡会終了後

場所 別館3階 市長公室

1 開会

2 議題 (1) 令和8年4月行政組織機構改革の変更(案)

(2) 令和8年度(2026年度)当初予算編成方針

(3) 下水道使用料の改定

資料1

令和8年4月行政組織機構改革（変更案）

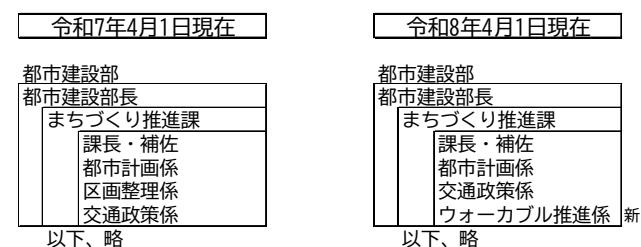
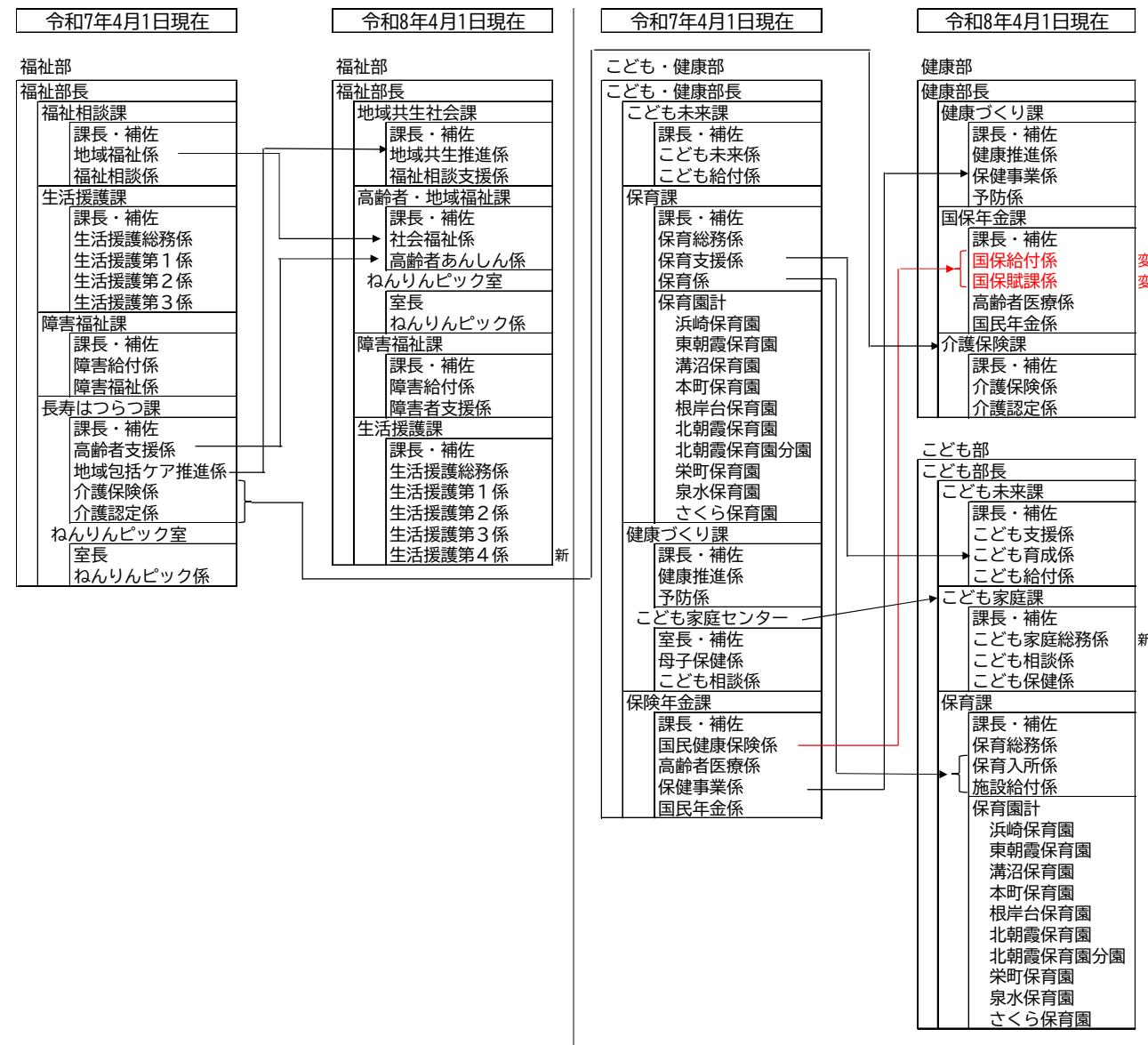
○健康部

新		旧	
国保年金課	国保給付係	国保年金課	国民健康保険給付係
	国保賦課係		国民健康保険賦課係
	高齢者医療係		高齢者医療係
	国民年金係		国民年金係

※課名が「保険年金課」から「国保年金課」に変更になったことに伴い、係名も略称である「国保」を使用した名称に変更するもの

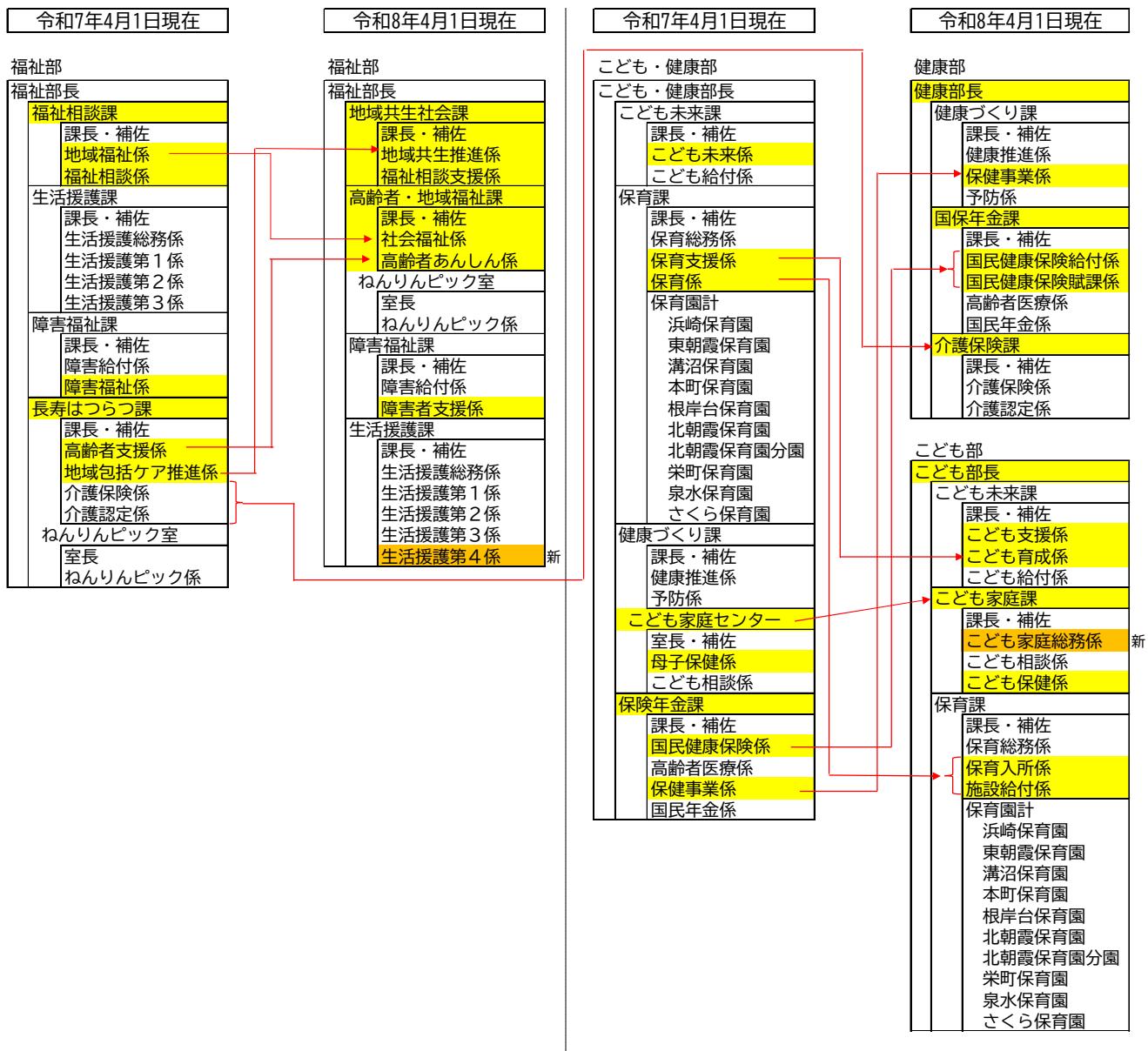
【変更後】 令和8年4月行政組織機構改革 比較表

資料2



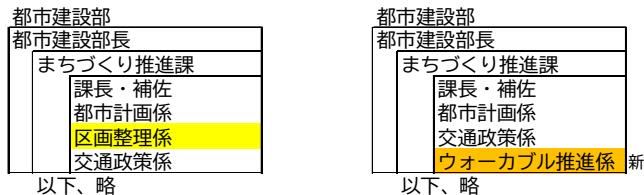
資料 3

【変更前】 令和8年4月行政組織機構改革 比較表



令和7年4月1日現在

令和8年4月1日現在



令和7年10月 日

令和8年度（2026年度）
当初予算編成方針

○本市の財政状況

本市における令和6年度の経常収支比率は97.6%で、前年度から0.1%増加し、2年連続で97%を超え、高い水準となりました。主な要因は、市税等の収入が増加する以上に、人件費や扶助費といった義務的経費が増加しているほか、朝霞地区一部事務組合消防負担金などの補助費等における経常的経費の額も増加したことがあげられます。このため、社会経済情勢の変化や多様化・複雑化する行政需要に的確に対応するための財源確保が難しい状況にあります。

今後も、市税収入が堅調に推移する見込みはあるものの、普通交付税の交付は減少傾向にあり、歳入全体で大幅な伸びは期待できない状況にあります。一方、歳出では、ごみ焼却施設建設に係る負担金の増額や公共施設の大規模改修、そのほかにも物価高騰の長期化や最低賃金の上昇などにより、経常的経費が今後さらに増加するなど、財政調整基金に頼らざるを得ない、厳しい財政状況が続くことが見込まれます。

このような状況の中、持続可能な行財政運営の実現のためには、各事業の効果検証を行い、その結果を踏まえた事業内容の見直しを予算編成につなげていくことが必要不可欠となります。

○基本的な考え方

令和8年度は、第6次総合計画前期基本計画のスタートの年であり、本市を取り巻く環境やニーズの変化はスピードを増していることから、職員一人ひとりが主体性を持ち、これまで以上の創意と工夫を重ね、効率的で効果的な施策展開を確実に行い、基本計画の着実な進展を図る必要があります。

併せて、限られた財源を有効に活用する観点から、スクラップアンドビルトの徹底や、全ての事業の成果を厳しく検証し、事業の廃止・休止などを含めた積極的な見直しを図る必要があります。

以上のようなことから、次のとおり令和8年度（2026年度）当初予算を編成することとします。

予算編成基本原則

1 基本原則

(1) 財政調整基金の確保

持続的な行財政運営の確保のため、予算編成は財政調整基金に依存せず、その年度の歳入の範囲で行うこととを基本とし、やむを得ず財政調整基金を取り崩す場合でも、取崩額を極力抑制し、基金残高の確保に努めるなど、長期的な視点で行財政運営を行っていく。

(2) 事業の選択と集中

- ・予算計上する事業については、朝霞市総合計画実施計画の採択事業とし、計画的かつ効果的に予算を活用する。
- ・新規・拡充事業については、真に必要な事業について、事業の目標、効果及び終期を明確にした上で、既存事業の見直しや廃止をすることで財源の捻出に努めるほか、国・県支出金等の活用、自主的な財源確保も検討し、予め政策企画課長と調整する。

(3) 行政評価の反映と事務事業の見直し

- ・行政評価（施策評価、事務事業評価）の内容や効果等を踏まえ、事業の必要性や優先付けを十分に考慮する。
- ・新規・拡充事業は、既存事業の効果を検証し、見直しや再構築を行うなど、スクラップアンドビルトを徹底する。

(4) 国・県等の動向の把握

国・県の予算編成は本市の予算にも大きな影響を及ぼすことから、その動向を的確に把握する。

(5) 歳入の確保と歳出における発想の転換・創意工夫

- ・歳入については、国・県のほか財団法人などあらゆる補助事業を調査し、補助制度を最大限に活用するとともに、自主財源の確保に努める。
- ・歳出については、発想の転換や創意工夫に努める。

(6) 総計予算の計上

一会计年度における一切の収入及び支出は、すべて歳入歳出予算に計上する。

(7) 関係部課との調整

複数の部課に関連する事業は、事前に関係部課間で十分に調整する。

(8) 特別会計及び公営企業会計について

特別会計及び公営企業会計予算についても、この予算編成基本原則を準用するとともに、各会計の本来の趣旨に則り、適正に受益者負担の確保を図り、一般会計予算からの繰出金は必要不可欠なものに限る。

2 歳入に関する事項

(1) 市税

経済情勢の推移、税制改正等を十分勘案して適切な額を見積る。

(2) 使用料及び手数料

- ・住民負担の公平性の確保と受益者負担の原則に基づき、使用料及び手数料の見直しを適宜行う。
- ・「使用料・手数料の見直し方針（令和元年5月策定）」に基づき、施設の改修、提供するサービスの変更等がある場合には、必ずコスト計算等を行い、徴収金額を見直す。
- ・対象の的確な把握に努め、過年度の状況を踏まえ適正に見積る。

(3) 国県支出金

国・県の動向を的確に把握する。特に、補助負担率の変更等制度改正の動向を注視し、国・県の補助金が縮減又は廃止された場合には、事業を縮減・廃止する。

(4) その他

- ・市債で措置することが適當と認められる事業は、予め財政課長と調整する。
- ・歳入額の多寡にかかわらず、あらゆる歳入の可能性（有料広告事業、民間企業との協働、冊子の有償頒布、ネーミングライツ、ガバメントクラウドファンディング等）を検討し、積極的な財源確保に努める。
- ・過去の実績と今後の見通しについて検討し、歳入の拡大に努める中で歳出との関係に配慮し、過大又は過少見積りとならないよう的確な収入見込額を計上する。
- ・既存事業における材料代や保険代などの自己負担金の徴収について、市が負担すべきものかどうか、市主催事業参加者負担金は市民と市外在住者の負担が同等でよいのかなど、必ず検討を行う。
- ・受益者負担金は、物価等の動向を注視しながら、検討を行う。
- ・滞納繰越金は、縮減を目指し、徴収の確保に努める。

3 歳出に関する事項

- ・予算要求する際には、適切な予算科目（節、細節、細々節）で計上し、予算要求科目が不明な場合には、事前に財政課長と調整する。

（1）人件費

- ・人件費については、職員課長から別に示す内容により予算計上する。
- ・時間外勤務手当の予算計上は、前年度当初予算の時間数の範囲内を原則とする。また、職員のワークライフバランスを推進する観点から、事業や事務執行を見直す。
- ・会計年度任用職員の任用等は、予め政策企画課長及び職員課長と調整する。

（2）報酬、費用弁償

- ・審議会等の会議回数や委員人数は十分に検討し、支払が必要な人数分を計上する。

（3）旅費

- ・出張の必要性や人数、費用対効果等について十分精査することとし、特に職員の随行、日当支給地域への出張、バスや宿泊を伴う研修・出張・視察等は、効果が十分に見込まれるか検討する。
- ・オンライン会議等の活用をする。
- ・委員会や審議会等の視察研修は、必要性を十分精査する。

（4）需用費

- ・用紙類は、電子化の推進など紙の削減を検討し計上する。
- ・冊子（計画書、チラシなどを含む）の印刷製本は、必要な配布部数、製本のサイズ、発行年数（毎年、隔年など）、紙質等を検討し、原則1色（必要に応じて2色）刷りとする。

※原則として、冊子を職員には配布しない。

※市ホームページや広報等による情報発信を活用することにより、冊子等の作成の必要性や作成部数を検討し計上する。

※民間企業との協働による封筒や冊子の作成等、経費の削減に努める。

- ・食糧費の会議賄及び行事賄は、自己負担額を徴収する場合を除き計上しない。
- ・修繕料は、市民生活に影響が及ぶ緊急性が高いものを計上する一方、必要性を考慮して撤去や廃止・休止なども検討する。
- ・共通消耗品単価は、人権庶務課作成の単価表を用いて計上する。
- ・燃料費単価は、予算事務取扱いで示す単価を基準とする。
- ・消費税の算定にあたっては、軽減税率制度に留意する。

(5) 役務費

- ・建物及び自動車損害共済基金分担金は、財産管理課長からの通知に基づき計上する。
- ・郵便料については、郵送の廃止や郵送回数、他の手段での対応など、見直しを検討した上で計上する。

(6) 委託料

- ・新規、既存を問わず、費用対効果の観点から委託することが真に必要かどうかを十分に検討し、委託業務の範囲や内容についても、効果を踏まえて十分に精査する。
- ・施設の維持管理経費については、施設の維持管理上支障のない範囲内で削減できるものがないか、検討する。
- ・指定管理料（随意指定したもの）については、指定管理者から示された要求額をもとに担当課で精査した上で計上する。
- ・計画策定に係る委託料については、他市の実績額を必ず調査し、乖離が見られる場合は原因を分析し、委託業務の内容を精査した上で適正な額を計上する。
- ・設計を伴う建設事業については、予め財産管理課長と調整する。

(7) 使用料及び賃借料

- ・土地借上料は、予算事務取扱いで示す単価を基準に計上する。借上料の額は、賃貸借料に固定資産税と都市計画税の税額を加えて計上し、税額は予め課税課長と調整する。
- ・土地及び建物の借上料については、財政負担を考慮の上、地権者と協議を行い計上する。
- ・公用車（軽貨物・軽乗用）の借上料については、予め財産管理課長と調整する。
- ・給茶機借上料は、使用できなくなったら廃止（それに伴う消耗品も含む）することを検討する。

※民間企業との協働によるウォーターサーバーの設置等、経費の削減に努める。

(8) 工事請負費

- ・事業の緊急性、効果、優先度等を検討し、計上する。また、建設後の管理体制やランニングコストが過度の財政負担とならないように十分に運営の方法等を検討する。
- ・施設の老朽化に伴う更新・改修については、「朝霞市建物系公共施設等マネジメント実施計画（第2期）」等の計画を踏まえて検討し、計上する。
- ・週休2日制工事を踏まえた工期の設定や経費を見込み、計上する。

(9) 負担金、補助及び交付金

- ・「朝霞市補助金制度見直しに関する基本方針（平成22年7月策定）」の「7 見直しの検証システム」に義務付けられている見直し経過及び結果に基づき十分に検討し、計上する。
- ・新たな補助金を創設する場合は、終期を設定する。
- ・任意の負担金は、効果及び必要性の検討を行い、廃止を含めた制度の精査を行う。

(10) 扶助費

- ・国や県の制度改正の動向や近隣自治体との均衡に配慮し、対象者の確実な把握のもとに所要経費を見込む。
- ・市単独事業の扶助費は、近隣自治体の動向の把握に努めるとともに、費用対効果を十分に検証し、必要に応じて見直しを行う。

(11) その他

- ・事業目的を達成した既存事業は、廃止する。
- ・補助事業は、国や県の補助が廃止された場合は終了し、一般財源の振替は行わない。また、縮減された場合は、事業の縮減を検討する。
- ・継続費・債務負担行為については、新規に設定する場合、事業規模、年割額等を検討し、後年度において過度な財政負担とならないように留意するとともに、予め財政課長と調整する。
- ・電算関係の経費については、予めデジタル推進課長と調整する。

4 その他

- ・令和8年度当初予算編成においては、枠配分は実施しないが、既存事業についても必ず見直しを行い、予算計上する。
- ・令和8年4月に予定している機構改革に基づき、予算計上する。
- ・下水道使用料は料金改定を予定しているため、上下水道総務課の示す単価を用いて計上する。
- ・物価高騰対策については、社会経済動向を注視し引き続き検討する。

下水道使用料の改定

本市の下水道事業は、昭和57年の供用開始以降、消費税の改定を除き一度も改定を行わず、低廉な下水道使用料体系によって事業を行ってきた。しかし、現在の使用料収入のみでは事業運営に必要な経費を賄えておらず、不足する分は一般会計からの基準外繰入金により補うことになり立っている。さらに令和7年度からは埼玉県流域下水道維持管理負担金が値上げされるなど非常に厳しい状況にある。このような財政状況を改善し、将来に渡り安定的な下水道サービスを提供するため、令和7年6月3日に朝霞市上下水道審議会に対し、「適正な使用料の水準について」、諮問を行った。

1 審議経緯

	開催日	主な内容
第1回	令和7年6月3日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問書の手交 ・下水道事業の概要 ・下水道事業会計について
第2回	令和7年6月27日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用料の現状 ・改正に向けた目指すポイント ・料金の見直しの方向性
第3回	令和7年7月25日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用料改定（案）1 ・シミュレーションの考え方 ・シミュレーション結果
第4回	令和7年8月18日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用料改定（案）2 ・下水道パネル展の実施報告 ・シミュレーションのポイント
第5回	令和7年9月1日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用料改定（案）3 ・再シミュレーション ・答申案について

以上の審議を踏まえ、令和7年10月2日(木)に審議会から市長に対し、下水道使用料の改定（値上げ）が必要であるとする答申書が提出された。

2 答申概要

(1) 下水道使用料改定の必要性

次の理由から下水道使用料の改定は必要であると判断する。

- ①不足する収入を一般会計からの基準外繰入金で賄い、事業が運営されている。地方公営企業法の独立採算制の原則に基づき、一般会計に依存しない経営基盤を確立し、健全経営と税の使途の公平性を実現する。
- ②令和7年度から埼玉県流域下水道維持管理負担金が値上げされた。本市の影響額として令和7年度が約1億円、令和8年度は約1億8,300万円の負担増が見込まれる。
- ③労務費やエネルギー費用等の上昇により、令和9年度には資金不足が見込まれる。
- ④下水道の供用開始から40年以上を経過した施設もあり、今後、老朽化対策の増加が見込まれる。資金不足により施設の維持管理が滞ると道路陥没や汚水ポンプの停止等のリスクが高まる。
- ⑤災害等が発生した場合に、下水道サービスを継続するためには一定程度資金の蓄えが必要。

(2) 改定概要

上下水道審議会では、使用料改定の検討に当たり、以下の三つの目標を設定。当該目標が達成できるよう使用料及び従量区分について、検討を行った。

【目標】

- ① 一般会計からの基準外繰入金をゼロとする。
- ② 毎年度の年度末資金残高を9億円から10億円の範囲で確保する。
- ③ 経費回収率100%以上を達成する。



その結果、次のとおり改定案が示された。

【改定内容】

- 1 基本使用料の金額は据え置き、基本水量制を廃止する。
- 2 基本水量制の廃止に伴い、1m³から従量使用料を設定するとともに、近年の使用水量の傾向を踏まえ、使用料体系を7段階から9段階に変更する。

下水道使用料新旧比較

(2か月当たり・税抜)

区分	現行	改定後	増加額
基本使用料	1,000円	1,000円	0円
従量使用料 (m ³ 当たり)	1～10m ³	0円 (基本水量)	20円
	11～20m ³	30円	30円
	21～40m ³	70円	15円
	41～60m ³	75円	15円
	61～100m ³	85円	25円
	101～200m ³	95円	30円
	201～1,000m ³	100円	30円
	1,001～2,000m ³	110円	35円
	2,001m ³ 以上	120円	35円

(3) 世帯人数別における影響額

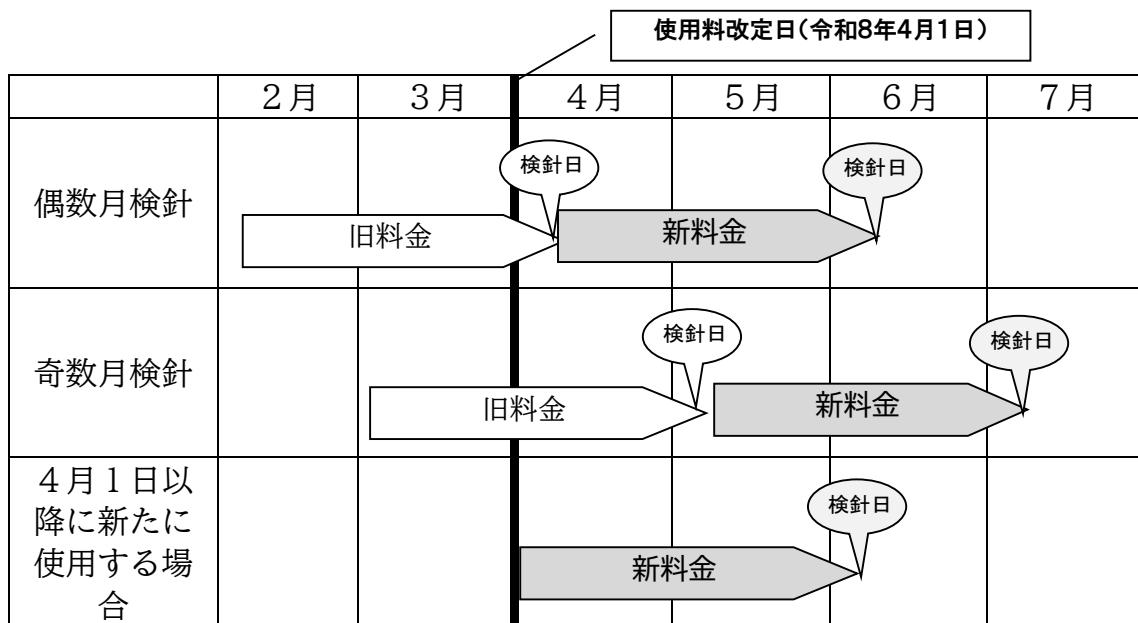
(2か月当たり・税抜)

	単身世帯		2人世帯	3人世帯	4人世帯	個人事業	わくわくどーむ
排水量	10m ³	20m ³	30m ³	40m ³	50m ³	100m ³	6,000m ³
改定前	1,000円	1,000円	1,550円	2,100円	2,700円	5,700円	483,200円
改定後 (影響額)	1,200円 (+200円)	1,500円 (+500円)	2,200円 (+650円)	2,900円 (+800円)	3,650円 (+950円)	7,800円 (+2,100円)	687,300円 (+204,100円)

(4) 改定時期

既に埼玉県流域下水道維持管理負担金が値上げになっている状況を鑑み、早期に収入増加を図る必要があることから改定日は令和8年4月1日からとすることが適当。

(5) 改定後の下水道使用料の適用時期



※ 令和8年4月1日より前から継続して朝霞市の下水道を使用している場合は、
令和8年6月検針分又は7月検針から新料金が適用されます。

※ 令和8年4月1日以降に新たに下水道を使用される方は、初回の検針分から
新料金が適用されます。

(6) 附帯意見

- ① 使用料について、下水道事業を取り巻く環境の変化を考慮して、今後、おおむね5年に一度、検証と見直しを行うこと。
- ② 改定の趣旨や内容等について理解が得られるよう、積極的に情報発信を行い、周知に努めること。

3 答申に対する市の考え方

上下水道審議会から答申いただいた使用料改定案を踏まえ、将来世代に負担を先送りせず、引き続き下水道事業を健全に経営していくため、令和8年4月1日からの使用料体系の見直し及び使用料単価を増額する方針を決定。

4 今後のスケジュール

- ・令和7年10月20日（月） 定例庁議
- ・令和7年11月12日（水） 定例庁議（12月議会議案）
- ・令和7年第4回市議会定例会において使用料改定の条例改正案を上程

「朝霞市の適正な下水道使用料の水準について」答申書【概要版】

下水道使用料改定の必要性

→以下の理由から、下水道使用料の改定は必要不可欠であると判断した。

- ① 不足する収入を基準外繰入金で賄い、事業が運営されていること。
- ② 令和7年度から流域下水道維持管理負担金が値上げされたこと。
- ③ 物価上昇等により、令和9年度には資金不足が見込まれること。
- ④ 資金不足により施設の維持管理が滞ると道路陥没や汚水ポンプの停止等のリスクが高まること。
- ⑤ 災害等が発生した場合に、下水道サービスを継続するためには一定程度資金の蓄えが必要。

下水道使用料の改定について

→今回の改定使用料の検討に当たり、三つの目標を設定

- ① 一般会計からの基準外繰入金をゼロとする。
- ② 毎年度の年度末資金残高を9億円から10億円の範囲で確保する。
- ③ 経費回収率100%以上を達成する。

(1) 使用料の算定期間

→中長期的な事業計画を適切に使用料へ反映させるため、「下水道事業経営戦略」の計画期間である令和8年度から令和15年度までの8年間を收支予測の算定期間とした。

(2) 使用料体系について

ア 基本水量制の廃止

→以下の理由から、基本水量制は廃止することが適当であると判断した。

- ① 現行の基本水量制は、下水道の普及促進を目的として全国的に導入された制度であり、所期の目的は達成されていること。
- ② 経営基盤の安定には、使用水量の少ない使用者を含めた全ての使用者で経営を支える使用料体系が必要であること。

※ただし、これまで使用水量内に収まっていた使用者の負担を緩和するため、2か月当たり20m³までの使用者の従量使用料は低く抑えること。

イ 基本使用料と従量使用料

→基本使用料については、使用料の少ない使用者に配慮するとともに、多量使用者に依存しない設定とすることが適当と判断した。

ウ 従量使用量の区分の設定

→基本水量制の廃止に伴い、1m³から従量使用料を設定するとともに、近年の使用水量の傾向を踏まえ、使用料体系は6段階から9段階に見直すことが妥当であると判断した。

エ 公衆浴場用の使用料

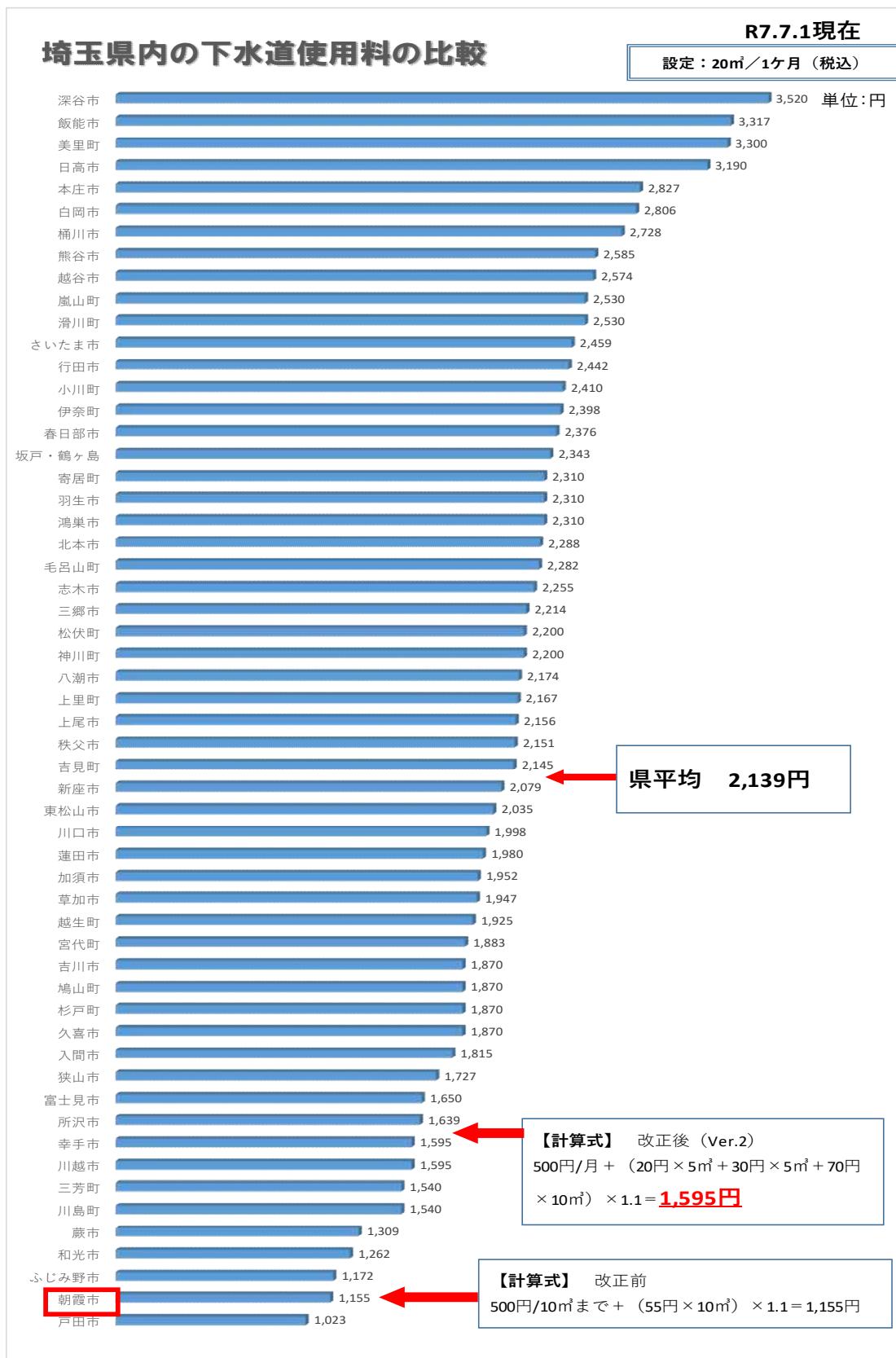
→保健衛生上必要なものとして利用される施設であり、入浴料金の統制を受けることから、据え置くことが妥当であると判断した。

附帯意見

- ① 使用料については、下水道事業を取り巻く環境の変化を考慮して、今後、おおむね5年に一度、検証と見直しを行うこと。
- ② 改定の趣旨や内容等について理解が得られるよう、積極的に情報発信を行い、周知に努めること。

埼玉県内市町村の下水道使用料の比較(参考)

本市の改定前の下水道使用料は、県内で下から 2 番目の安さです。



下水道パネル展の実施

下水道の役割や重要性、経営状況を多くの市民に知っていただくため、オープンハウス形式による住民説明会を実施。

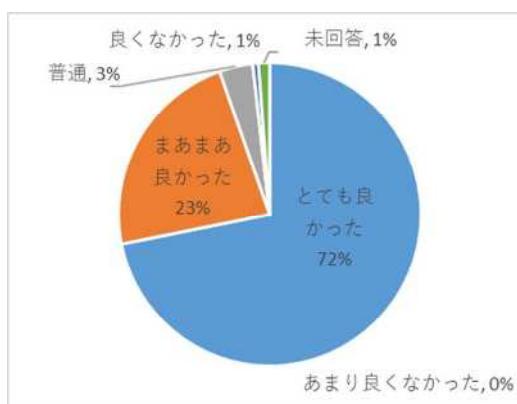
下水道パネル展（オープンハウス形式）

実施日	令和7年7月26日（土）	令和7年8月3日（日）
実施場所	図書館・展示集会室	産業文化センター1階ホール
来場者	129人	127人
アンケート数	90人（市内81人、市外9人）	77人（市内50人、市外27人）

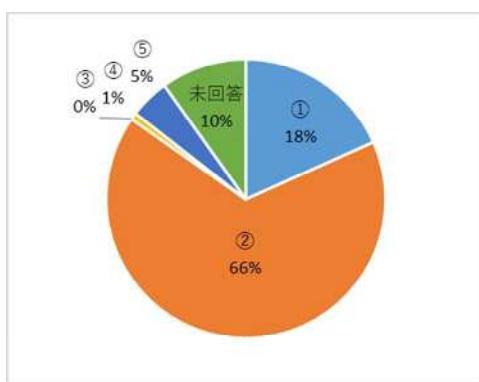
○アンケート結果

Q:今回のパネル展はいかがでしたか？

95%の方が良かったと回答



Q:安全性の確保と安定的な経営のため、下水道更新と下水道使用料の値上げのバランスについてあなたの考えに近いものは？



84%の方が値上げに理解

○自由記入欄のまとめ（使用料改定について）

- ・維持管理のための値上げはやむを得ない。・下水道値上げについてやむを得ない状況がよく分かった。
- ・絶対に値上げした方がいい。・下水道の取り換え費用は仕方ないがあまり値上げすると苦しい。
- ・県平均位(2058円)までは仕方ない。・吉川市(1870円)位まであげてもいいと思う。・値上げが必要だとわかった。・県内でも安い方だったことは子供も驚いていた。・財源確保のため使用料改定は多少高くともやむを得ない。・国が税金を使って援助すべき。国からの補助金を確保する動きも必要と思う。
- ・下水道事業の大切さは理解したが、受益者負担は認めない、国が責任をもって進めるべき。